

第3章 預貯金取引におけるポイント

3-1 債権譲渡に関する譲渡禁止（466条2項）

ポイント

- ・債権譲渡禁止特約を定める現行法466条2項は改正され、譲渡制限特約があっても、譲渡人と譲受人との間の債権譲渡取引は有効になった。
- ・預貯金の債権譲渡については466条の5が新設され、預貯金の譲渡制限特約があることを譲受人・第三者が知りまたは重大な過失により知らなかったときは、債務者である金融機関はそれらの者に譲渡制限特約を対抗できる（現行法どおり、預貯金の譲渡取引自体が無効となる）。
- ・預貯金は一般の債権と異なり、466条の5が設けられ、譲渡制限特約が付されていることは一般に知られており、現行実務が維持され则认为。
- ・マニュアル等により、改正法施行後の譲受人からの預貯金の支払請求に対する対応方法を定めておくこともトラブル防止に有効と考えられる。

1 現行法の課題・改正理由

現行法466条2項は、債権が過酷な取立てをする第三者に譲渡されることを防止し、弱い立場に置かれている債務者を保護するために設けられている。しかし、現状は強い立場の債務者が譲渡禁止特約を付していることが多くある。

学説は、債権譲渡禁止特約は、譲渡禁止特約に違反する譲渡が債務者との関係で債務不履行となるだけでなく、譲渡人と譲受人間の譲渡の効力が譲渡当事者間でも無効とするものが有力であり、判例もこれを前提としているが、最近の判例には異なる結論をとるものがある（最判平成9・6・5民集51巻5号2053頁、金融・商事判例1028号3頁および最判平成21・3・27民集63巻3号449頁、金融・商事判例1319号37頁）。

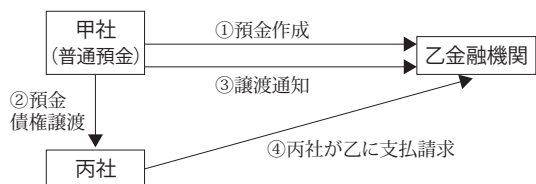
また、近時A B Lなど債権譲渡による資金調達、中小企業にとって重要となっており、債権譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の障害になっているとの問題が指摘され

ている（部会資料74Aの3頁）。

2 改正法の概要

債権譲渡制限特約が資金調達の支障になっ

【図表11】 第三者への対抗



現行法	改正法
譲渡禁止特約につき悪意または重過失の譲受人丙社への債権譲渡は無効（絶対的無効）（現行法466条2項）。	譲渡制限特約付債権の譲渡は有効であり、債務者は悪意または重過失の譲受人に弁済の相手方を固定する抗弁を対抗できるにとどまる（466条2項）。
預金債権に譲渡禁止特約があることは、銀行取引経験のある者には公知の事実。丙社は譲渡禁止特約について、悪意または重過失であるから、譲渡は無効（最判昭和48・7・19民集27巻7号823頁）。	預貯金については例外として現行法どおりの取扱い（債権譲渡の効力は譲渡当事者間でも無効）を維持することとされ、金融機関は、現行の実務を引き続き行うことで足りる。なお丙社は譲渡禁止特約について悪意または重過失（466条の5）となることは現行どおり。
乙金融機関は、丙社の支払請求に応じる義務なし。	乙金融機関は丙社の支払請求に応じる義務なし。

〈付録〉改正法において特に確認が必要となる事項と対応策のチェックリスト（試案）

改正項目・概要	対応テーマ	対応策	担当 部署	統括 部署
I 改正法への態勢整備・組織対応				
自行への影響を把握 重要度 ★★★ ●態勢整備・組織対応・PDCA	・改正項目の影響を評価	・企画・総務部門などを取りまとめ部署として、自金融機関における改正法全体の影響を評価し、経営陣向けにレポートし、レビューを受ける	☐	☐
	・対応の態勢・組織対応	・改正法の影響度合に応じた態勢・組織を決定	☐	☐
	・役割分担を明確化	・改正項目ごとの担当部署・役割・責任・要連携事項を明確化し、契約書・マニュアル等を改定、周知研修を実施し、顧客保護等管理態勢の再確認を実施	☐	☐
	・報告ルールを明確化	・改正対応の進捗・管理状況、対応上の課題や問題点を報告、協議するルールを明確化し、実施 (例：所管部署⇒関連部⇒企画・総務部門⇒経営陣)	☐	☐
	・PDCA	・上記事項のPDCAサイクルの継続的实施	☐	☐
II 定型約款				
①態勢の準備・組織対応 重要度 ★★★ ●改正法施行期日前の定型取引にも定型約款の規定が適用される ○定型約款の経過措置に関する附則33条1項への対応	・対応方針をどうするか ・対応組織体制をどうするか ・経営管理方針をどうするか	・対応組織の検討 ・対応組織体制の検討 ・担当部署・統括部署の役割分担を検討 ・決裁部署・ルール検討 ・経営陣への報告ルール検討	☐	☐
	・すべての取引規定・契約書の定型約款該当チェックを前提とした定型約款への該当判断の基準・ルール策定	・該当判断チェック実施部署の決定 ・定型約款への該当判断基準を策定 ・定型約款への該当判断基準のマニュアル策定	☐	☐
	・すべての取引規定・契約書の定型約款該当チェックを前提とした実施部署、管理部署、報告ルールの確認	・定型約款への該当判断のためのチェック体制を決定 (例) 所管部（一次チェック）→営業広告担当部署（二次チェック）→法務部門チェック→企画部門・法務リスク統括部署 ・該当判断チェック実施結果の経営陣への定期報告等のルール策定	☐	☐
	・すべての取引規定・契約書の洗い出しの実施 ・定型約款の定義への該当チェック	・現行使用のすべての取引規定・契約書について、定型約款の要件への該当判断を実施 ・(上記のルール・実施プロセスに基づき)、担当部署（一次チェック）⇒法務部門（二次チェック）⇒オペレーショナルリスク統括部署⇒経営陣へ報告（PDCAサイクル実施）	☐	☐
②定型約款該当判断の実施 重要度 ★★★ ●すべての取引規定・契約書の定型約款への該当判断を実施 ●定型約款の要件のチェック ○定型取引の要素（548条の2第1項） ⇒不特定多数要件、画一性要件を確認する ○定型約款の要素（548条の2第1項） ⇒補充目的要件を確認する ○定型約款の合意・内容の表示（548条の2第1項、548条の3） ○定型約款と不当条項（548条の2第2項） ○定型約款の変更（548条の4）	・その他の定型約款の要件充足のチェック	・定型約款の合意の方法（合意・表示）（548条の2第1項1号、2号）をチェック ・定型約款の不当条項（548条の2第2項）をチェック ・定型約款の変更要件（548条の4）をチェック ・「この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨」の規定の存否をチェック（548条の4第1項2号）	☐	☐
	・定型約款の内容の表示（548条の3）への対応検討	・「既に」定型約款記載書面を相手方に交付または電磁的記録を提供しているかをチェック（548条の3第1項但書） ・電磁的記録の通信障害が正当な事由によるかの判断と記録の保管部署等の検討（548条の3第2項）	☐	☐